

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けた消防庁の消防団員加入促進の取組

防災課

昨年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定以来、消防庁においては「消防団充実強化本部」を設置し、5回の本部会議を開催し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備・教育訓練の充実・強化に取り組んできたところです。

消防団が将来にわたり、地域防災力の中核として役割を果たしていくためには、消防団の充実強化は必要不可欠であり、消防団員の確保は、このための最重要課題といえます。

このようなことから、昨年11月に全ての都道府県知事、市町村長の皆様に、総務大臣より書簡において、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進など、幅広い層への働きかけとともに、特に地方公務員の入団促進について、直接お願いしたところです。

また、公共性の高い会社として、地域貢献に寄与していただいている日本郵便株式会社社員の消防団の入団促進についても、機能別団員・分団制度の活用など入団しやすい活動環境整備を含め、各市町村が郵便局と十分相談・調整するように要請しています。

消防団充実強化対策本部においても、各都道府県、市町村において、地方公務員の入団促進をはじめ、これまでにないような取組みをお願いしてきたところであり、例えば、県庁職員のうち、20～40代の消防防災課職員やOB・現役消防団員ら25人で構成する県庁分団を発足、あるいは、県の若手職員に対して所属長から個別に加入を働きかけや、消防団活動を通じて地域に溶け込むことにより、

アンテナを伸ばして地域の課題を把握し、職員の資質向上につなげることも狙うなどの積極的な取組事例なども報告されています。

毎年3月末から4月にかけては、定年等による退団が多くなることを踏まえると、都道府県、市町村においては、年度末に向け、消防団員の入団促進について、更なる取組を実施して頂きたいと考えております。

本年は、法律制定を受け、まさに消防団が飛躍していく年です。新年度には、4月1日現在の消防団員数が増加した団体に対して、総務大臣感謝状による表彰も考えているところです。

都道府県、市町村においては、法律の趣旨等を踏まえ、本年4月の入団に向け、更なる取組みの推進をお願いいたします。